

鹿児島県における戦後改革

皆 村 武 一

はじめに

第2次世界大戦後における連合国軍の占領支配下で実施された戦後改革は、明治維新以上の大改革であった。明治維新は、前後約20年をかけ、しかも、外国からの圧力や干渉はあったにしても、明治政府はある程度の主体性を保持しつつ改革（革命）を実施したのに対して、第2次大戦後の諸改革は、焦土と化した国土と絶望感にうちひしがれた国民大衆の上に、しかも政府は主体性を剥奪された状態のもとで、占領軍の絶対的命令と指示に基づいてわずか4～5年の間に行われた大改革であった。日本国憲法の制定をはじめとして、農地改革、財閥解体、教育改革、労働改革、地方自治改革、司法改革など、日本の旧体制全般を根底から揺るがした多くの改革がおこなわれた。この一連の改革によって、民主主義と平和な日本の基礎のうえに高度経済成長が可能であった。連合国軍は鹿児島にも地方軍政府を置いて諸改革を推進し、本県の社会経済構造の变革をもたらした。以下、いくつかの改革をとりあげ、その影響についてみることにする。

1章 本県における農地改革

1945（昭和20）年9月2日、降伏文書に調印がなされ、マッカーサー元帥は連合国軍総司令部最高司令官に着任し、各地に占領軍が進駐して日本管理が開始された。8月24日、占領軍が鹿屋に進駐した。1945年8月25日付けの「鹿児島日報」は、「大隅半島の一部に進駐、県下の我が部隊は移駐を開始。住民は沈着平静なれ。通常通り生活せよ。特に婦女子達は隙をみせるな。」と報じている。しばらくして鹿児島には1000人を超す連合国軍が鹿児島市役所に軍政府を設置して、地方行政を管理統制下においた¹⁾。マッカーサーは11月に成立したばかりの幣原喜重郎首相との初会見で、「ポツダム宣言の達成により、日本国民が数世紀にわたり隷属せしめられてきた伝統的社会秩序は、匡正せらるべきである」とのべ、人権保護の5大項目を指令した。すなわち、婦人の解放、労働組合の助長、学校教育の自由主義化、国民生活を恐怖に陥れる如き制度の廃止、日本経済機構の民主化、であった。

占領政策が進むにつれて総司令部は、「まもなく実施さるべき諸措置は、現在農民とその家族とを奴隷状態に等しい状態においている幾多の条件を取り除くことになるう」と今後の方針

¹⁾ 1945年10月6日、連合国の日本占領目的の遂行と監視を任務とし、鹿児島軍政部の名称のもとに開設され、初代軍政長官L. W. グレイズブルック中佐が焦土混乱の鹿児島市に乗り込んで鹿児島市庁内に事務所を開設し、その南に隣接して兵舎を建設したのが始まりであるとされている（『鹿児島年鑑』 p.56）

を発表し、日本政府に農地改革を指示する可能性を暗示した²⁾。最高司令長官マッカーサーは、1945年10月26日付けで政治顧問(ジョージ・アチソン・ジュニア)から提出された覚書にもとづいて農地改革を推進することを決定した。この覚書はワシントンのウォルフ・ラジデンスキーの周到な助言によってロバート・フィリーが立案したものである³⁾。この覚書の主題は「日本の農業改革」となっており、日本農業の諸問題および諸措置について論じ、小作制度改革が最も重要であると指摘している。小作制度改革には2つの方策があるが、小作農階級の完全な解放が先行する必要があると述べている⁴⁾。

日本政府は総司令部から指示される前に自主的に第一次農地改革要綱案を作成して国会に提出した。しかしながら、総司令部はそれを認めず、12月9日、「農地改革についての覚書」(連合軍最高司令官指令411号)を発した。この指令は、1946年3月15日までに日本帝国政府が農地改革案を提出するよう指示している。この農地改革は「日本の土地耕作民をして労働の成果を享受するうえに、いっそう均等な機会を得させるべき」ものとされた。さらに、「長い間日本の農業構造を蝕んできた甚だしい病根」の「害悪」を列挙し、日本政府に対し、その農地改革計画提案を具体化し、たんに列挙された害

悪を根絶する基本的方策のみならず、小作農であったものがふたたび「小作農に転落しないための合理的保護の規定」を行なうことを求めている。

やがて、吉田茂内閣のもとで第2次のうち改革法案が作成され、実施されることになった。「第2次農地制度改革に関する通達」で、政府は「戦後日本の再建をはかるためには、農地改革を徹底的に実施し、日本農業を順当に発達させる基盤をつくることが先決である。本改革は第1に、小作地の8割を政府自身の手を通じて2カ年間に、耕作農民に解放し、残存する小作地については、耕作権が確立されることになり、第2に、農地の開発に供する未墾地等が積極的に解放されることになる。農地改革は農民のためのものであり、またその実行の主体は農民自身であるべきことは明らかである。農民の自覚なくしては改革の徹底遂行は望みがたい。したがって、指導の重点は、農民が農地改革の主体であることを自覚させ、農民自身によってこれを行なわせるべきである」とのべた⁵⁾。

第2次農地改革法案は、1946年9月7日、国会に上程され、可決されて10月21日に公布された。マッカーサーはこれを受けて、「農地改革法の議会通過は、経済的に安定し、政治的に民主的な社会を生み出しつつある日本が、これま

²⁾ 農地改革の立案・実施過程について、筆者(皆村)は、著書『戦後日本の形成と発展 占領と改革の比較研究』日本経済評論社、1995、第9章で論じているので、参照されたい。

³⁾ ワリンスキー編、斉藤仁・磯辺俊彦・高橋満監訳『ウォルフ・ラジデンスキー農業改革・貧困への挑戦』日本経済評論社、1984、p.84

⁴⁾ ワリンスキー前掲書の付録A「アチソン・フィリー覚書」、pp.557-571。

この覚書は、「日本の農業問題」として、狭隘な国土に多すぎる人口、小作制度の広範な存在と不満足な状態、多額の負債と高金利、差別的な財政・租税政策、変動の激しい米および生糸価格、日本国内市場における安い植民地米との競合、養蚕収入の減退、高価な肥料、農産物市場における中間商人の農民搾取、などをあげている。の点は、どうしようもない与件であり、以下の点の改革の必要性を論じている。

⁵⁾ 鹿児島県『鹿児島県農地改革史』近藤出版、1954、p.602

で到達した里程碑のうち、最も重要なものの一つである。もしも、字句と精神とが忠実に実行に移されるならば、日本農民は自分たちが長く待望した人権宣言をこの改革の中に見いだすであろう。健全、穩健な民主主義を打ち立てるため、これより確実な根拠はありえず、また過激な思想の圧力に対抗するため、これより確実な防衛はありえない」とのべた⁶⁾。

「第2次農地制度改革に関する通達」をうけて、鹿児島県においても農民組織化の動きが台頭した。県農民組合連合会の会長には、戦前農民組合のリーダーとして知られていた始良郡の富吉栄二氏が選出され、農地改革の実施に大きく貢献した。1946年11月には公職追放令で市町村長51人、町内会長ら4,000人が追放された。農地改革、教育改革、公職追放令等の実施によって、本県農村の民主化が大きく進展することになった。

1946年1月10日の「南日本新聞」は、「揺らく封建薩摩 追放市町村長51名前後、町内会長など4,000名 -」、「地方政体にも革命の嵐」、「地方民の心情更新期し、最末端指導者層も一掃、近く経済界、文化界にも適用」等の公職追放の記事を掲載している。

鹿児島県における農地改革に関しては、『鹿児島県農地改革史』（鹿児島県、昭和29年）において詳細にまとめられている。主に同書に依拠しながら、本県における農地改革の実施状況をみてみよう。

農地改革を民主的、徹底的に実施していくためには、農地委員会の性格と委員の選出が重要

であった。市町村農地委員会の総選挙は、今次農地改革の農地制度の根本的改造に耕作者、所有者をまれなく参画せしめんとする社会性をとり入れたもので、実に重要なものであった。のみならずそれはまた、わが国の他のあらゆる公的選挙制度を通じ民主的職能代表制度を採用した最初の試みとして注目をひいていた。総選挙における本県の有権者票数は、56万5千余票であった。その農家階層別有権者数は、総有権者数の35%は小作者層、8%は地主層、57%は自作層であった。この総選挙で選出された委員の定足数は、各委員会共通に小作代表5名、地主代表3名、自作代表2名の10名で、県内総数は、1,180名であったが、これに対する立候補者数は1,787名で、女子の立候補者はゼロであった。農地委員会の業務は複雑困難をきわめたが、農地改革の遂行に積極果敢に取り組んだ⁷⁾。

農地委員会とならんで、いなそれ以上に重要な役割を演じたのは農民組合であった。鹿児島県においては、前述したように1946年2月26日に鹿児島県農民組合連合会（会長富吉栄二）が結成され、戦線の統一、拡大強化にのりだした。農民組合の宣言・要綱および当面の主張を示せば、以下のとおりである。

（宣言）

今や混乱と激動のうちに民主主義革命が進行し、軍閥、財閥の恣意と専制とから解放された国民は、自らの力によってあらゆる苦難と障害を克服して、廃虚の中に新しい民主主義日本を建設すべく立ち上がった。（中略）新たなる時代の到来とともに、全国各地に雌伏した我等同

⁶⁾ 同上、p.602-603.

⁷⁾ 1948年5月22日に結成された農地委員会鹿児島県職員労働組合結成大会の宣言は次のように述べている。「我々は農地制度を根本的に改革して、民主主義日本の基盤を確立し、高い農業生産力と明るく平和で豊かな、農村建設を約束する近代的土地制度を創出するため、劣悪なる待遇の下に、あらゆる障害の中に、異常なる努力を以て、幾多の困難を克服した」（『鹿児島県農地改革史』p.642）。

志はここに再起し、旧農民組合のすべてを統一して日本農民組合の結成を準備し、また新たな組織と農民の直面する問題の解決のために邁進したのである。(後略)。

(綱領)

- 1, 農地制度の根本的改革を期す。
- 2, 新農業組織の確立と発達を期す。
- 3, 民主的農村生活と文化の建設を期す。

(当面の主張)

1. 耕作権の確立, 2. 小作料の徹底的引き下げと金納制断行, 3. 農地調整法の根本的改正, 4. 軍用, 工場用, 宅地用の不急遊閑地の解放, 5. 寺社有耕地の農民団体管理, 6. 大規模農地の国営開始, 7. 劣悪地開墾に対する国庫補助, 8. 農民組合法の制定, 9. 農業会その他官僚的団体の民主化, 10. 民主的農村諸団体との提携, 11. 山林原野御料地不急牧場の解放, 12. 国営機械農場の創設, 13. 農業生産共同経営の助成, 14. 農業および農家生活科学化指導機関の創設, 15. 肥料, 飼料, 種苗の国営, 農具その他農家必要量の確保および公開配給による民主的配給制確立, 16. 農産物供出ならびに検査制の自主化, 17. 米その他農産物価格の適正化と, それを基準とする肥料その他農村必需品価格の引き下げ, 18. 農業経営資金の簡易融通, 19. 農業保険制度の改革, 20. 協同組合および漁民組合との提携, 21. 労働組合との提携, 22. 全国単一農民組合の完成。

農民組合の分布は、戦前組合運動が活発であった始良郡が筆頭で、鹿屋市、川内市、伊佐郡、鹿児島郡、曾於郡、肝属郡、薩摩郡、日置郡で

あったが、揖宿郡、川辺郡はきわめて低調で、熊毛郡はあとで全日本農民組合支部の設置をみるまでは未組織であった⁸⁾。

農地改革法は、不在地主の小作地の保有は全然認めなかったが、在村地主の所有する小作地は別に自作地をもたない場合は1町歩(北海道では4町歩)まで、自作地をもっている場合はその自作地を合わせて3町歩(北海道は12町歩)まで小作地の保有を認めた。これはあくまで標準的な面積であって、じっさいは、都道府県によって異なっていた。本県の場合は標準よりも狭小であった。

GHQは小作地面積の80%の農地解放を要求していたが、本県の場合、小作地面積4万4,673町歩に対し、農地解放見込面積は3万3,250町歩で、解放見込面積の小作地面積に対する割合は74%であった。解放度が高い郡別は、農民組合運動が活発であった肝属郡84%、始良郡81%で、低いのは農民組合活動が丁重な川辺郡61%、鹿児島郡63%である⁹⁾。

本県における農地改革の遂行を困難ならしめた要因(地主の抵抗)として、一つに、地主的封建制の問題が指摘される。もともと本県は他府県に比し、はなはだしく土族籍者が多かった。土族地主の中には大地主が多かった。本県の土族群の大半は、通称麓集落に集団居住していた。したがって、麓集落は周辺の農民集落との上下関係、貸借関係、支配と被支配関係を保持していた。つまり、地主小作人関係の中に、封建的権力=地主封建制が存在したことである。二つ目の要因として、地主土地所有の零細性が指摘される。戦前期の本県の小作地率を全国あるい

⁸⁾ 鹿児島県 『鹿児島県農地改革史』, p.649

⁹⁾ 本県の農地面積は、農地買収の基点となった1945年11月23日現在、138,369町歩であった(『鹿児島県農地改革史』 p.868)。

は九州各県のそれと比較してみると、一番低く、総耕地面積に占める地主所有地面積の割合も低いのである。零細な地主は、生存的自衛手段として、小作地の取り上げに抵抗したのである。土地の買収は1947年3月31日から1950年8月1日までに16回にわたって行われ、買収総面積は累計3万6,417町歩に達し、これに財産税物納地を加えれば、3万7,026町歩となり、当初の買収予定面積を上回ることで、4,931町歩に達した。

農地改革によって、自作農、自作地が大幅に増加した。表1によれば、農地改革前の1947年8月1日現在の農家戸数は23万8,588戸であったが、農地改革後の1951年2月1日現在の農家戸数は24万4,262戸となって5,674戸の増加であった。両年度の農家階層別戸数の比率は、自作農は45.6%から66.8%に、自作兼小作農は21.5%から23.1へと増加し、小作兼自作農は13.3%から6.3%へ、小作農は19.5%から3.4%に激減し、小作農の自作農家への転化が顕著であることが明白である¹⁰⁾。

表1. 農地改革前後の自作・小作農家戸数の変化

	1947年8月1日現在		1951年2月1日現在	
	農家戸数	構成比	農家戸数	構成比
自作農	109,156	45.6	162,426	66.8
自作兼小作農	51,229	21.5	56,281	23.1
小作兼自作農	31,750	13.3	15,295	6.3
小作農	46,453	19.5	8,255	3.4
その他	224	0.1	1,005	0.4
計	238,612	100.0	243,262	100.0

(出典) 鹿児島県『鹿児島県農地改革史』869により作成

表2. 農地改革前後の自作地・小作地別耕地の変化 (単位:町歩)

	1945年11月23日現在		1950年8月1日現在	
	面積	構成比	面積	構成比
自作地	89,122	64.4	127,929	90.8
小作地	49,248	35.6	12,476	9.2
計	138,370	100.0	140,405	100.0

(出典) 鹿児島県『鹿児島県農地改革史』p.869

表2は、農地改革前と農地改革直後の自作地と小作地の面積・構成比を比べたものである。農地改革前には自作地と小作地の構成比は64.4%と35.6%であったのに対して、農地改革後は90.8%と9.2%で、小作地の自作地化が大幅に進んだ。

本県においても、他府県と同様に、農地改革によって、封建的地主・小作関係はほぼ完全に解体され、広範な自営農民が誕生し、農村・農業の民主化の礎が築かれることになった。ここに、明治初年の地租改正によっても解体することのなかった本県の農山漁村にみられた封建的支配従属関係が瓦解していくことになった。原口虎雄氏のいう80年遅れの明治維新が到来したのである¹¹⁾。

当時の重成知事は『鹿児島県農地改革史』の「序」の冒頭で「今次農地改革は、規模も速度も意義も影響も空前であり、画期的なものであったが、県民の良識と関係機関の協力によって、輝かしい業績を収め、今や封建的土地所有制度は解消し、膨大な自作農家の創設によって、農村の相貌は一変した。」とのべている。

じっさいこれまで、農民一揆や小作騒動など

¹⁰⁾ 自作農は、自己所有地が9割以上、自作兼小作農は自己所有地が5割以上9割未満の者、小作兼自作農は自己所有地が1割以上5割未満の者、小作農は自己所有地が1割未満の者をさす(『鹿児島県農地改革史』P.880)。

¹¹⁾ 原口虎雄著『鹿児島県の歴史』山川出版、1968、p.264

組織的な運動を経験することのなかった多くの農民が主体的・組織だった運動を展開するようになり、一大政治勢力に成長し、農民・農村の民主化と貧困（経済的豊さ）と隷従からの解放が大きく前進したのである。

表3は、日本全体の農地改革に関する統計数字である。改革前の全国の小作地率は45.9%で、鹿児島県の35.6%より10.3%高く、改革後は、0.7%高いだけで、ほぼ全国平均並みになったが、自営農家農家一戸当たりの耕地面積は農家人口・農家戸数が多いのために狭隘である。

農地解放率は37.5%で小作地の買収率は80.1%に達している。

表3. わが国の農地改革の概要

改革前農地総面積	A	5,155,697町
改革前小作地面積	B	2,368,233町
改革前小作地率	B / A	45.9%
買収・所管換面積	C	1,933,009町
うち小作面積	D	1,895,988町
うち不在地主		712,352町
在村地主		875,511町
農地解放率	C / A	37.5%
小作地買収率	D / B	80.1%
改革後小作地率		9.9%

(出典) 安藤良雄編『日本経済史要覧』東京大学出版会、および橋本寿朗著『現代日本経済史』p.128.

注) 農地改革前とは1945年11月時点であり、買収・所管換面積は1950年8月時点である。

農地改革後、米作農業の土地生産性は顕著に上昇した。その要因として、中村隆英氏は農地

改革による農民の生産意欲の高まりによるものであるとしているが、橋本寿郎氏は戦後の食料不足に対処するための政府による農業生産基盤の整備、とりわけ灌漑排水設備、土地改良事業など農業投資の増加や農業技術の向上、農薬の開発、化学肥料の使用、農業機械の使用等によるものであると主張している¹²⁾。橋本氏は、ドーアの見解を引用しつつ、農地改革の限界について、以下のように述べている。

1952年の農地法で土地所有規模に上限を設け、農地取得を農民に限定し、小作権を強力に保護して小作関係の展開を妨げたことなど、零細な農業経営が固定された。非農業部門が予測を超えた労働力需要を創出し、農業の変化を促したが、農家がそれに合理的に適応する道は狭められた。農政が改革直後の零細農耕を固定したのである（ドーア）。そして、食糧管理制度を継続し、生産者米価の引き上げを通じた所得分配を継続したことも問題であった¹³⁾。

また、J.B.コーエンは、「日本農業の基本問題である『狭すぎる土地に多すぎる人間』という事実は依然として残る。日本は今後もなく農村の失業という問題に直面するであろう。所得はこの農場の規模の小ささによっていまだに制約されている。農民は他の産業における兼業にたよりつづけるであろう¹⁴⁾、と述べたが、彼の予測は反面では当たっており、反面では外れてしまった。というのは、農業所得は農業規模の小ささによっていまだに制約されており、他の産業における兼業化が増加したが、やがて訪れた高度経済成長によって農村人口の大量流

¹²⁾ 橋本寿朗著『現代日本経済史』岩波書店、2000年、pp.129-130.. なお、中村隆英氏の主張については、『日本経済』（3版）東京大学出版会、を参照されたい。

¹³⁾ 橋本寿朗前掲書、p.129

¹⁴⁾ J. B. コーエン著、大内兵衛訳『戦時戦後の日本経済』下、岩波書店、1951、p.263.

出による過疎化（失業問題解消）と他産業の発展による就業機会の増加が第2種兼業化の増加をもたらしたからである。

『鹿児島県戦後農業の経済経済過程 鹿児島県戦後農業史抜粋』の著者達（陣内義人・岩本純明）が述べているように、農地改革後の本県経済は、社会的分業が急速に展開し、非農家人口の増加が県内の商品流通、農産物市場を大きく拡大した。農業・農村にも商品貨幣経済が急速に進展し、自給的農業から商業的農業へと転換したのである。

以上にみるように、農地改革は日本の、そして本県の農業・農村のみならず、経済・社会・政治・文化面に大きな影響〔変化〕を及ぼした。マッカーサーが賞賛したように、農地改革は成功を収めた反面、経済社会の発展にともなう制約や限界の側面もみられるようになったのである。

2章. 教育制度改革と鹿児島県の教育

1節 教育制度改革

戦後日本の教育改革は、戦前の教育の批判と克服を出発点とした。連合軍の対日占領政策の基本である非軍事化と民主主義の理念のもとに戦後改革の一環として教育改革も実施された。

連合軍の対日占領政策の基本は、「軍国主義の廃絶」にあり、そのためにも「超国家主義」の影響力を排除することであった。ポツダム宣言をはじめとして、米国の対日占領政策に関する諸指令の中にも必ず明記されている事項であった。戦争に敗れた日本においても、軍国主義の

廃止は当然のことと受け止められたが、国体護持はなんとか存続させようとした。結局、米政府および最高司令部は日本占領をスムーズに遂行するために、国体護持を認め、そしてまた日本政府を利用して占領政策を展開することになった。したがって、戦後の日本は、一面では連続性を、他面においては、断絶性をもつことになった。教育の面においても同様である。教育改革の問題についても米政府および連合軍最高司令部と日本政府の間でたび重なる交渉がもたれた¹⁵⁾。

文部省は、1945年9月15日、「新日本建設の教育方針」を発表し、「国体の護持」、「軍国主義的思想および施策の払拭」、「科学的思考力の養成」を説き、自主的改革の方針をうちだした。しかしながら、アメリカ国務省は、この自主的改革に否定的な態度をとった。国務省は、「新日本建設の教育方針」に示された文部省の方向性がアメリカの対日占領政策方針に反する要素を含んでいると判断したのである。1945年10月5日付けの国務省調査分析課の報告書『日本の戦後教育政策』によれば、国体の護持こそ戦闘的国家主義の根源となっていたこと、軍国主義的思想の払拭についても不十分であること、科学教育についても、日本が原爆開発の可能性があることなどをすくなく批判している。国務省の批判がもとになって、GHQは、1945年の10月22日には『日本の教育行政制度』(Administration of the Educational System of Japan)を発表した¹⁶⁾。それによれば、「軍国主義的、超国家的なイデオロギーは禁止されるべし。また、軍事教育や訓練は中止すべし。」「現行の教科目、

¹⁵⁾ この点については、荒井明夫氏の『戦後教育改革期の民衆と学校』及び鈴木栄一編『教育改革と教育行政』勁草書房、1995を参照されたい。

¹⁶⁾ 外務省特別資料部編『日本占領および管理重要文書集』第2巻、東洋経済新報社、1949

教科書、教授指導書その他の教材はできるだけ速やかに検討せられるべきであり、軍国主義的ないし極端なる国家主義的イデオロギーを助長する目的は、これを以って作成せられたる箇所は削除せらるべきこと、学生、教師、教育関係官公吏は、教育内容を批判的、理知的に評価することを奨励せらるべく、また政治的、公民的、宗教的自由を含む各般の事項の自由討議を許容せられるべきこと」を指摘した¹⁷⁾。

GHQ は、日本の教育問題について専門家の意見を聴取するために、1946年1月、日本側教育家委員会の設置（委員長に南原繁東京帝国大学総長）を指示するとともに、アメリカ政府に教育使節団の派遣を要請した¹⁸⁾。

日本側教育家委員会の報告書「教育改革の大綱」の概要は以下のとおりである。教育勅語は精神生活の指導として不適切である。新たな詔書を出すべきである。その内容は、人間性の尊重、自主的合理的精神、社会・家族・隣保生活の意義、日本民族共同体、国際精神、平和と文化を内容とする。文部省の権限を縮小すべきである。新たに地方教育委員会を設ける。学校体系としては、幼稚園（4～6歳）、小学校6年（義務）、初級中学校3年（義務）、上級中学校（義務）、大学4年または5年とすべきである。教育の自由を守るための自主組織として「教員協会」または「教育者連盟」を設置する。その活動は組合と異なり慎重・穏健であ

ること。教育方針については、児童の自発的能動性を本位とする。生活教育本位の学校であること。指導の学習教材と学習指導書を整備することによって教科書を変える。教育条件を充実させ、画一的教科課程を打破すべきである。これに対し、第1次アメリカ教育使節団の報告書（Report of the United States Education Mission to Japan）が1946年3月30日に発表された¹⁹⁾。報告書は、第1章「日本教育の目的および内容」、第2章「言語改革」、第3章「初等中等課程における教育行政」、第4章「教授法と教師養成教育」、第5章「成人教育」、第6章「高等教育」から構成されている。第1章～第4章の概要は以下のとおりである。

第1章の「日本教育の目的および内容」の概要は以下のとおりである。

高度に中央集権化された教育制度は、仮にそれが極端な国家主義と軍国主義の網のなかに捕らえられていないにしても、強固な官僚政治にともなう害悪を受けるおそれがある。教師各自が画一化されることなく、適当な指導の下に、それぞれの職務を自由に発展させるためには、地方分権化が必要である。かくするとき教師ははじめて、自由な日本国民をつくりあげるうえに、その役割をはたしうるのである。

第2章の言語改革では、書き言葉の問題は教育実践においてすべての改革の基本となるものである。言語形態のいかなる変更も国民内部から

¹⁷⁾ 荒井明夫著『戦後教育改革期の民衆と学校』

¹⁸⁾ 2009年1月、山口周三著『資料で読み解く南原繁と戦後教育改革』東信堂が出版された。これによって、日本側教育家委員会の組織や考え方および連合国軍最高司令部の教育に関する考えや方針を知ることができる。日本側教育家委員会（委員長南原繁）の意見が総司令部の教育政策に大きな影響を及ぼしたことが指摘されている。

¹⁹⁾ 報告書原文（要旨）は、外務省特別資料部編『日本占領及び管理重要文書集』第2巻、1949.3、に収録されている。

提起されるべきものであるとはいえ、このような改革に対する刺激は国内外のいずれからなされようとも構わないであろう。そこで、ローマ字のある形態が日常的な使用のために導入されるべきことが推奨される²⁰⁾。

第3章の「初等・中等教育における教育行政」では、民主主義的な教育の目的のためには、学校に対する統制は、現在行なわれているような高度の中央集権的化よりはより広く分権化すべきであるという原則は受け入れられている。学校の儀式における教育勅語の朗読や天皇の肖像画への礼拝は好ましくない。義務教育は租税に支えられ、男女共学、授業料無料とし、9年間ないし16歳に達するまで継続されるべきである。

第4章では、新しい教育の目的を達成するためには、つめ込み主義、画一主義、および忠孝のような上長への服従に重点を置く教授法は改められ、各自の思考の独立、個性の発展、および民主的公民としての権利と責任とを助長するようすべきである。

最高司令部の教育課は現行の学校制度について4項目の基本的な欠陥を指摘した。

経済的および社会的理由によって、大半の生徒を分け隔てている。性別によって差別的である。義務教育期間中（6年間）に、すべての階層の人々が積極的にうまく国民生活に参加するために必要な経験を子どもたちに受けさせ

ていない。現行の学校制度では袋小路が多すぎて、複雑な制度にからまれて、個人を挫折に陥らせている。

上記および他の欠陥を改善することが可能な制度を実施するために、アメリカ教育使節団は、学校制度を4段階に再編成するよう勧告した。すなわち、小学校6年間、中学校3年間、高等学校3年間、そして大学4年間である。

さらに、同報告書は、「中央官庁は、教授の内容や方法、または教科書を規定すべきではなく、この領域におけるその活動を概要書、参考書、教授指導書等の出版に限定すべきである」「教科書の作成ならびに出版も一般競争に委ねられるべきである」とし、生徒の関心と教師の自由を出発点とした教育内容行政のあり方を示した²¹⁾。

2つの報告書の内容を比べてみると、共通する部分と決定的に相違する部分が存在している。荒井氏によれば、「この共通性に関しては、日本側委員会に結集した日本教育の指導者たちが、教育同志会にかかわるなどして戦前からの教育改革構想を熟知していたからであるという。特に、6・3・3単線型学校体系については日本側の主体性が存在し、戦前の教育改革構想と運動が戦後もその精神を継承し、実現したのであって、改革構想と運動における連続性を認めることができるが、とはいっても、単純な連続性ではなく、そこに非連続の側面も存在し、その非

²⁰⁾ 国語改革の必要性を強く主張したのは、連合国総司令部の教育問題担当（責任者）であったR・ジョン・ホールである。彼は、日本語はローマ字化されるべきであり、その転換は占領軍により指令され、指導されるべきであると確信していた。そして、米国教育使節団報告書が総司令部に提出される以前の1945年11月20日に彼は文部省の有光次郎教科書局長に対して新しい教科書はすべてローマ字で印刷するように指示した。しかし、それは行きすぎた行為であるとして、彼は教科書改訂を指導する全責任を解かれた（マーク・T・オア著、土持ゲーリ法一訳『占領下日本の教育改革政策』玉川大学出版部、1993、p.29）。

²¹⁾ 鈴木栄一「戦後改革における教育課程・教科書行政 占領文書にみる」『教科書と教育』法学セミナー増刊号、1981.11

連続の側面こそ新しい教育理念にほかならない」と指摘している²²⁾。

戦後の教育改革にあたっては、アメリカ政府および連合国軍最高司令部と日本の教育指導者との協議があったにしても、教育の改革も外的強制がなければ実現できなかったであろうことは疑いえないように思われる。その意味では、村井実氏が述べるように、「第2次世界大戦後の学校教育制度の改革も、明治維新の当時とまったく同様、あるいはそれ以上に、切り替えは国民の自己自身の自覚と要求による創造としてではなく、再び外国の模倣として、しかも外国のイニシアティブによる「上から」の改革として行われた。そのために、国民一般はもちろんのこと、大学関係者や政府の当事者ですらも、『旧制大学』から『新制大学』へのこの切り替えが、国家と国民にとって何を意味するかを真剣に考えることがなかった」ということができるであろう²³⁾。にもかかわらず、日本国憲法の制定および教育基本法の制定とその施行を通じて、民主主義に基礎をおいた戦後教育は次第に国民に受容され、支持されるようになっていった²⁴⁾。

1950年8月の文部省による『日本における教育改革の進展』によれば、「第2次世界大戦終結以来5年間、日本の教育は、画期的な民主的改革を遂行した。それは、社会的には弱い声でしかありえなかったにせよ、日本の教育界に、明治以来たしかに成長してきた自由主義的、

民主主義的意欲が、連合国軍およびアメリカ教育界、学界の協力で援助されて、はじめて結実させた長年の宿題の、みごとな解決である。

戦後の教育は、根本的、徹底的に改善された。それは、教育目的の革命、すなわち教育の基本を国家主義的・封建的・神話的・画一的な観念においていた過去の誤りを徹底的に除去して、民主主義的・近代的・科学的・自由主義的な理想の上に確立したことによって実現されたのである。それは、日本人における人間改革を目標とするものであり、その意味において、まさに、根本的、徹底的な改革である。そしてわれわれは、その教育革命の具体的事実を『上』からの一方的な「教育勅語」の宣示のかわりに、国民の民主的意思を徹底する法律『教育基本法』の制定によって、実施することができるのである。」

教育基本法の成立過程については、鈴木栄一氏や山口周三氏によって明らかにされている²⁵⁾。1947年3月31日公布、施行された教育基本法の理念〔前文〕は以下のとおりである。

「われわれは、さきに日本国憲法を制定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力に待つべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

²²⁾ 荒井明夫「戦後教育改革期の民衆と学校」(出典失念)

²³⁾ 荒井明夫前掲論文

²⁴⁾ 日本国憲法第13条は、「すべての国民は個人として尊重される」と明記し、第26条、および教育基本法第3条は、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならない」と定めている。

²⁵⁾ 鈴木栄一「戦後日本の教育改革 教育行政・教育法研究の基盤」鈴木栄一編『教育改革と教育行政』けいそう書房、1995、所収。山口周三著『資料で読み解く南原繁と戦後教育改革』東信堂、2009。参照

ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示し、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」

このような教育基本法の理念（前文）の作成は、鈴木栄一氏によれば、「リベラリスト内部での進歩派（務台理作 森戸辰男ライン）と保守派（天野貞祐 芦田均ライン）の対立の中で、個々の具体的な教育理念が形成されていった。とくに平和、勤労、個人の価値といった戦後教育の指導理念の定着に果たした進歩派ラインの役割は大きかった」と述べている²⁶⁾。

戦後の教育制度の改革で、もっとも基本的な改革は民主的な学校制度、いわゆる単線型の学校組織である6・3・3制が実現されるに至ったことである。この学校組織によってはじめて従来の複雑不平等な学校組織が打破され、民主主義教育の原則である機会均等の道が確立したといえるのである。とはいえ、占領下における日本の教育改革も対日占領政策の転換にともなって、方向修正が図られるに至った²⁷⁾。1951年11月には、「教育制度の改革に関する答申」がされた。その要旨は以下のとおりである。

戦後に行われた教育制度の改革は、この教育制度の欠陥を是正し、民主的な教育制度の確立に資するところが少なくなかった。しかし、こ

の改革の中には国情を異にする外国の制度を取り入れ、わが国の実情に即しないと思われるものも少なくなかった。これらの点は、十分に検討を加え、わが国の国力と国情に合し、真に教育効果をあげることができるような合理的な教育制度に改善する必要がある。

1952年4月、連合国との講和条約の発効によって、主権を回復してからは、国内の諸勢力および団体から教育政策に関する要望や指針が発表されるようになった。その主なものをあげると、

「新教育制度の再検討に関する要望」（1952年10月、日経連）、 「当面の教育制度改善に関する要望」（1954年10月、日経連）、 「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」（1956年11月、日経連）等である。

経済発展とともに、「教育基本法」の教育の目的（理念）である「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」ということよりも産業や国家の発展に寄与できる教育が重視される傾向が強まってきたように思われる。

²⁶⁾ 鈴木栄一 『教育行政』（戦後日本の教育改革 第3巻）東京大学出版会、1970、p.217

²⁷⁾ 1949年になると、総司令部の教育課の対日教育政策に大きな転換期を迎えた。教育現場における共産主義・マルクス主義への攻撃・排除が始まったのである。総司令部教育課のオルター・クロスパー・イールズは、「共産主義者は党の規律に服従的であり、共産主義者である教授は政党の指示・方針に従う必要がある時には、いつでも彼らの学問的信頼にそむくであろう。マルクス主義教授は固定したイデオロギーに拘束されていて、自由に真実を追究することができない。それゆえ、共産黨員あるいはマルクス主義哲学主義・マルクス主義への攻撃・排除が始まったのである。総司令部教育課のオルター・クロスパー・イールズは、「共産主義者は党の規律に服従的であり、共産主義者である教授は政党の指示・方針に従う必要がある時には、いつでも彼らの学問的信頼にそむくであろう。マルクス主義教授は固定したイデオロギーに拘束されていて、自由に真実を追究することができない。それゆえ、共産黨員あるいはマルクス主義哲学に縛られている教授は教育制度にとって脅威であり、大学で教鞭をとることが許されるべきではない」と述べた。彼の言動はマッカーサーの個人的承認を得て行われたものであるといわれている（マーク・T・オア前掲書、pp.32-33）。

2節 鹿児島における戦後教育

本県でも日本政府（文部省）や連合軍最高司令部の指示をうけて、戦時体制下の教育を正常な姿に返す努力がなされたが、多くの問題ははらんでいた。校舎の焼失、教師や備品の不足、食糧不足、教育方針の混乱などのために、小学校・中学校において十分な教育はできなかった。

「南日本新聞」は08年2月20-25日付けの朝刊で、種子島農林学校（種子島実業高校）に保存されていた「連合軍総司令指示軍国主義払拭関係書類」をもとに、「民主教育への道」と題した連載記事を掲載した。それによると、連合軍総司令部（GHQ）は教育に関し、日本教育制度に対する管理政策、教員及び教育関係官の調査、除外、認可に関する件、国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止に関する件、修身、日本歴史及び地理停止に関する件の4大指令を出した。

本県においても、教育現場から軍国主義を消し去るため、1946年から生徒を指導する教職員の選別が行われた。その基準は、下士官以上の重歴があったり、特定の国家主義的団体の指導的立場にあった教職員は基本的に追放することになった。その他は、講義、著述、論文、言論などで侵略主義、好戦的国家主義を鼓吹し、宣伝に協力した者、軍国主義や極端な国家主

義を鼓吹した者や教育者としての思想的節操を欠くに至った者 - などに分類された。鹿児島県では1万3,290人が審査され、164人が不適格（全国では5,363人）の烙印がおされた²⁸⁾。

1947年（昭和22）4月、鹿児島県でも義務教育としての小学校、新制中学校が、1948年から新制高校、そして1949年4月から新制大学が発足した²⁹⁾。1949年4月の文部省学校教育局「新制中学校・新制高等学校の望ましい運営方針」によると、「新制高等学校は、その収容力の最大限まで国家の全青年に奉仕すべきものである。これまで一部の人々は、新制高等学校は社会的経済的および知的に恵まれたものから選ばれた者のためにのみ存在するきわめて独善的な学校であるべきだ、と実際に信じられていたが、学校の教師・校長または教育委員会の委員や教育長が理論的にも実際上もこの考えに同調するようではいけない。選抜をしなければならない場合も、これはそれ自体としては望ましいことではなく、やむを得ない害悪であって、経済が復興して新制高等学校で学びたい者に適当な施設を用意することができるになれば、直ちになくすべきものである。」と述べ、義務教育ではないが、それに準ずるものとして位置づけていたことがわかる。

この方針は、2年後の1951年9月の文部省初等・中等局長より各都道府県教育委員会あての

²⁸⁾ 「民主教育への道 種子島に残る通達文から」『南日本新聞』2008.2.22.

²⁹⁾ 1947年5月3日、日本では新憲法が施行された。新憲法に基づいて民主主義社会の建設の規範となる選挙制度や教育基本法、労働組合法など各種の新しい法律が次々と制定され、新生日本の建設は着々と進んでいた。そして、48年には6・3・3制もスタートし、新憲法下の民主主義教育も始まった。一方、北緯29度線によって閉ざされた奄美群島では、「祖国日本の新法令を奄美にも適用せよ」という住民の声は澎湃として高まった。特に教育現場の荒廃ぶりは言語に絶するものがあつた。本土における新しい教育制度の発足をよそに、奄美の子供たちは教科書もなければノートや鉛筆さえもないのが実情であつた。こうした中で、教育熱心な名瀬市の教職員たちが2人の代表（森田忠光・深佐源三）を本土に密航させ、発足したばかりの新教育制度の法令や指導書、それに教科書などを仕入れて持ち帰つたのである（実島隆三「奄美返還の記録 軍政下の歩み」南海日日新聞、1992.12.25）。

表 県下の学校現況（1950年）

	学 校 数	生徒数	教員数	養護教諭	事務員数
小 学 校	551 (本校509, 分校42)		7,563	120	88
中 学 校	326 (本校223, 分校70, 教場33)	130,145	4,633	67	224
高等学校	64 (県立37, 市町村立22, 私立5, 分校(市町村立5), 併設(市町村立18))	21,642	1,125		

(出典) 南日本新聞社編『鹿児島年鑑』1950. P.226

「公立高等学校入学者選抜について」もいっそう徹底した表現で、「戦前の中等学校は、国民学校高等科や青年学校と異なり、選ばれた少数の者のための教育機関という性質をもっており、この立場に立ってよい生徒を選抜するのが入学試験の意義とされていた。これに対して現在の高等学校は義務制でこそないが、国民全体の教育機関として、中学校卒業で希望する者はすべて入学させることを建て前とする。」ことを指示した。ただし、例外的に学力検査を認めていた。その後、「選抜のための学力検査」を認める方向に指導が強化されてきた。

1950年3月には新制中学校は最初の卒業生を送り出すことになった。鹿児島県の第1回新制中学校卒業生は、4万263人、新制高校に進学したのは1万6,910人だったので、高校進学率は、41.4%で、全国平均の42.5%を少し下回る程度であった。表は、1949年度の県下の学校現況である。小学校が551校、生徒数は不明、教員数は7,563人、養護教諭120人も配置されている。中学校は326校、生徒数13万145人、教員数4,633人、高等学校は64校、生徒数2万1,642人、教員数1,125人となっている。生徒数は最初の入学者である1年生のみの数字である。

1949年度の鹿児島県教育界の課題は、鹿児島総合大学の設置、定時制高校課程の充実、鹿児島県教育会解散と教育者団体の統合の3

項目である。第1の鹿児島総合大学の問題は文部省からの指針もあって国立と県立の2つの大学に分けることになり、まず鹿児島工業大学が5月中旬、設置認可のトップをきり、つづいて国立鹿児島県大学の認可があった。国立鹿児島大学長には緒方七高校長、県立大学長には大平医専校長が就任した。

鹿児島県は多くの離島や山間僻地を多く抱えており、教育における地域格差も大きかった。1959年に文部省が実施した全国学力テストによると、離島・へき地校の平均点は県平均よりも10点以上も低かった。鹿児島県教育委員会は1961年4月から、教員派遣制度を採用するようになった。県内をへき地校、準へき地校、鹿児島市と谷山市、その他にわけた。全教員にこの4ゾーンをまんべんなく勤めさせようというものである。とくにその勤務経験がなければ、校長、教頭へ抜擢しないことにしたのである。この勤務年数は3 - 5年である。1964年9月、県教育委員会は「教職員長期人事異動の標準」を策定・実施した。それによると、「教職員の人事異動は学校における職員構成の適正化に努めるとともに、気風の刷新を図り、学校教育の充実振興を期するために行なうものである。この目的を達成するために、すべての教職員が本県の教育を公平に分担し、全県的な人事交流が公正かつ円滑に行われるものとする。」とある。

高校進学率は、新学制発足と同時に20%を超え、1950年代初頭に40%台、50%を超えるのは、全国平均は1954年であるが、鹿児島県は1961年である。7年の遅れがみられるのである。その後、高校進学率は年々上昇し、1975年（昭和50）前後には、全国平均および鹿児島県ともに90%を超えるようになった。

大学進学についてしてみると、1950年（昭和25）3月の本県の高等学校卒業者は9,539人で、大学（短大を含む）進学者は2,394人、つまり、大学進学率は25.1%で、全国平均は30.3%である。その後、高校進学率の上昇、そして卒業者の大幅な増加によって、大学進学率は低下し、1957年10.6%、1963年13.9%で、20%を越すようになったのは1971年（昭和46）年である。なお、全国平均の大学進学率が20%を越すのは1963年であり、8年の遅れがみられる。

教育改革によって、一部の選ばれたもののみが高等教育の機会を与えられるのではなく、能力あるものが広く教育の機会が与えられるようになったことで、民主主義社会の基礎が築かれ、高度経済成長に必要な大量の人材養成が可能であった。

3章 労働改革と労働運動

戦前の日本の労働者は、『女工哀史』（細井和喜蔵、1925）、『下層階級』（横井源之助）、『貧乏物語』（河上肇）にみられるような、あるいは、「インド以下の低賃金」と称されたように劣悪な状態にあった。農村部における農民の貧困と都市部における労働者の貧困が国内市場を狭いものにし、工業製品のかなりの部分を海外

に輸出せざるをえなくしていた。軍国主義化の原因にもなったのである。

戦後日本を占領支配することになった、連合国軍最高司令部（GHQ）の中枢をなした米政府の対日労働政策の基本的な考え方は竹前栄治氏によれば、1945年7月に作成された「民政ガイド」に示されているという。つまり、戦前日本資本主義の国際競争力における不当に有利な前近代的労働関係＝家父長主義的・半封建的・軍事的労働関係に根ざしているという基本認識に立ち、その徹底的改革には、戦前・戦中の反封建・反軍国主義のために、あるいは相互援助・労働条件改善のために勇敢に闘ってきた日本労働運動を占領行政の最も重要な協力者として利用し、戦後の民主主義思想の重要な担い手として助長すること、具体的には労働組合の結成と正当なる組合活動が発展するようなあらゆる措置をとることにより「自由にして民主的な」労働運動を助長・支持すること、その基底には、雇用条件を労使対等の立場に立つ団体交渉により決定することを原則とするが、紛争が発生した場合には紛争処理機関および手続により解決をはかる、といったものである³⁰⁾。そして、連合国軍最高司令部のとるべき対日労働政策は以下のとおりである。

(イ) 労働に関する民主的組織の発展は奨励されるべし。この目的達成のため、民主的な線に沿う被雇者の組織の結成に対するすべての法的障害が除去されるべし。ただし、これは、いかなる擬装の下における軍国主義的・国家主義的勢力の恒久化または占領軍の目的及び作戦行動に敵意を抱くいかなる集団の存続をも防止するに必要な保障措置をと

³⁰⁾ 竹前栄治著『戦後労働改革』東京大学出版会、1982、p.47

ることを妨げるものではない。

(ロ) 賃金・労働時間、その他の労働条件に関し被雇者と雇主との間で団体交渉をすること、および労働争議を解決するための機関の設置が許されるべし。

(ハ) 罷業または他の作業停止は、これらが占領軍の軍事行動を妨害するか、またはその安全を危うくするか、あるいは軍政府の目的と必要を妨げると貴官が認めたる場合のみ防止または禁止さるべし。

上記のような連合国軍最高司令部の対日労働政策をうけて、労働運動の面では、治安維持法の廃止、これに伴う特別警察制度の撤廃をはじめとして、これまで労働運動の障害となっていた一切の法律制度が除去されたこと、さらに、1945年12月20日に制定をみた労働組合法および憲法第28条の勤労者の団結権・団体交渉権その他団体行動権の保障によって、全国的規模または地方的な規模で労働組合が結成され、労働運動が高揚した。

表 労働組合運動の推移（全国）

年度	労働組合		争議行為を伴う労働争議	
	組合数	組合員数	件数	参加人員
1935	993	408千人	590	38千人
1937	837	359	628	124
1945	509	380	94	39
1948	33,926	6,677	913	2,605
1951	27,644	5,687	670	1,386
1954	31,456	5,986	780	1,547

(出典) 大阪市立大学経済研究所編『経済学辞典』岩波書店、p.1189

表にみるように、1935年には労働組合数993、組合員数408千人だったが、戦時体制下で解体

と統制されたため減少し、45年には組合数は509、組合員数は380千人に減少した。1948年には連合国軍最高司令部の指示と憲法の保障によって、組合数及び組合員数は大幅に増加した。48年の組合数は3万3,926、組合員数668万人で、組織率は52.4%で、争議を伴う労働争議も件数において913件、参加人員260万人に達した。その後、米国の対日占領政策の変化に伴って労働運動も制限が加えられ、停滞・減少傾向を余儀なくされた。

全国的連合組合としては1946年8月に日本労働組合総同盟、全日本産業別労働組合〔産別会議〕が結成された。前者は社会党を支持し、後者は事実上共産党をして、すでに終戦前と同じような政党支持別による組織の分裂を再現した。終戦直後の日本経済は食糧不足やインフレのため混乱を続けていたが、労働組合は官公労と民間がいったいとなって全国労働組合共同闘争委員会を結成し、1946年2月1日にゼネストを計画したが、連合国軍総司令官の支持によって禁止された。

本県の労働組合運動も大きくは全国的な流れにしたがって動いてきた。1946年1月、内之浦町の漁民が労働組合を結成し、賃上げ要求をした。これが戦後初の県内労働運動の皮切りといわれている。続いて、国鉄西鹿児島工機部従業員組合、国鉄鹿児島管理部関係職能部門別労働組合、2月、全鹿児島県労働組合、3月、県教員連合組合、県教職員組合、日本農民組合連合会、鹿児島自由労働者組合、5月、鹿児島県労働組合協議会、7月、県職員組合、などが続々と結成・発足した。46年10月にはNHK鹿児島放送局従業員組合が放送ストライキを行った³¹⁾。

³¹⁾ 『鹿児島県労働運動史 - 昭和20～29年 - 』 p.22

1946年6月27日、鹿児島県労働組合協議会(県労協)が結成されたが、組合幹部に対する急進派の不満や、機能強化をめぐる官公労と民間労組との意見が対立して同年11月分裂した。したがって、民間労組を主体とした県労協と官公労を中心とした県官公庁職組協議会とに2分された。その後、51年4月には鹿児島地方労働組合評議会が結成された。参加組合数は11組合、

23,000人で、県下労働戦線はここに統一されることになった。

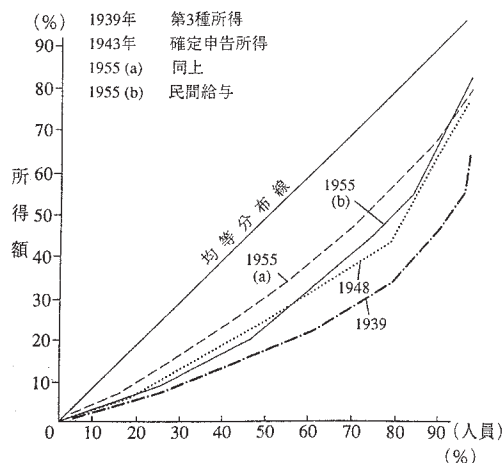
本県の労働組合数および組合員数も全国と歩調をほぼ同じくしている。1948年をピークに、以降、漸減し、1951年には組合数492、組合員数6万人に減少したのち、再び増加に転じ、1965(昭和40)年には組合数1,000、組合員数10万6,485人に達した³²⁾。

本県の年次別単位労働組合組織状況

年度	組合数	組合員数	組合員数の対全国比
1946	181	46,419	1.26%
1947	468	71,299	1.25
1948	512	76,879	1.15
1949	516	73,521	1.10
1950	507	65,144	1.12
1951	492	60,069	1.06
1952	553	61,249	1.07

(出典) 『鹿児島県史』第5巻, p.1265

日本の戦前・戦後の所得分布の推移
(ローレンツ曲線)



(出典) 一橋大学経済研究所編『解説日本経済統計』1961年, 10ページ.

このように、戦後の労働改革は、労働者の権利や労働条件(賃金)の改善に大きく貢献した。一ツ橋大学経済研究所編『日本経済統計』によって、所得階層別の分布の推移(ローレンツ曲線)をみると、戦前(1939年)に比較して、戦後(1955年)は著しく所得格差が縮小している。所得格差縮小の原因は、農地改革、財閥改革、労働改革、教育改革等の戦後改革によって所得分布は均等化したことによるものである。所得の均等化は、限界消費性向を高め、有効需要を創出した。有効需要の増加が、投資を刺激し、経済成長を加速化したのである。中村隆英氏が述べているように、「マクロ的にいえば、労働組合による労働条件、とくに賃金の改善は、日本経済にとって国内の消費市場を拡大し、農民の所得上昇とあいまって、経済の発展に大きく寄与したのである。ベース・アップは、個別の経営者にとっては迷惑であっても、全経済的にはその意義は大きかったとみるべきであろう。戦後改革派全体として後の高度成長を準備する役割を果たした」のである³³⁾。

³²⁾ 『鹿児島県史』第5巻, p.1265

³³⁾ 中村隆英著『日本経済 その成長と構造』東京大学出版会, p.156, 拙著『戦後日本の形成と発展』日本経済評論社, p.481

むすび

敗戦による連合国軍最高司令部の強制によるラディカルな戦後改革によって、戦後日本の政治・経済・社会・教育・文化等は戦前と大きくことなるものとなった。戦後改革は、日本のあらゆる面において近代化を促進した。戦前期までまだ農村部を中心に封建的諸関係が色濃く残存していた本県においても近代化が著しく進展し、都市部との繋がりも緊密化し、全国平均化の方向をたどるようになった。村落社会が衰退の方向をたどり、商品貨幣経済が発展し、市場経済に包摂されるようになった。経済面では豊かさ、便利さを享受するようになったが、自立的・持続的社会的維持は困難な状況に陥ることになった。

(参考文献)

- 外務省特別資料部編『日本占領および管理重要文書集』第2巻、東洋経済新報社、1949
- 『鹿児島年鑑』南日本新聞社刊、1950、1953
- J. B. コーエン著、大内兵衛訳『戦時戦後の日本経済』下、岩波書店、1951
- 鹿児島県『鹿児島県農地改革史』近藤出版、1954
- 鹿児島県『鹿児島県史』第5巻、1967
- 原口虎雄著『鹿児島県の歴史』山川出版、1968
- 安藤良雄編『日本経済史要覧』東京大学出版会、1974
- 中村隆英著『日本経済 その成長と構造』東京大学出版会、1978
- 鹿児島県民生労働部労政課編『資料鹿児島県労働運動史』第2巻、第3巻、1979
- 中村隆英著『日本経済 その成長と構造』東京大学出版会、1979
- 竹前栄治著『戦後労働改革』東京大学出版会、1982、
- ワリンスキー編、斉藤仁・磯辺俊彦・高橋満監訳『ウォルフ・ラジデンスキー農業改革・貧困への挑戦』日本経済評論社、1984、

- 陣内義人・岩本純明編『鹿児島県戦後農業の経済経済過程 戦後農業史抜粋』1992
- 実島隆三「奄美返還の記録 軍政下の歩み」南海日日新聞、1992.12.25
- マーク・T・オア著、土持法一訳『占領下日本の教育改革政策』玉川大学出版部、1993
- 鈴木栄一編『教育改革と教育行政』勁草書房、1995
- 皆村武一著『戦後日本の形成と発展 占領と改革の比較研究』日本経済評論社、1995
- 皆村武一・采女博文編『教育改革の方向と大学教育』高城書房、1998
- 荒井明夫『戦後教育改革期の民衆と学校』
- 橋本寿朗著『現代日本経済史』岩波書店、2000
- 「民主教育への道 種子実に残る通達文から」『南日本新聞』2008.2.22
- 山口周三著『資料で読み解く南原繁と戦後教育改革』東信堂、2009.